

特別養護老人ホーム春光園

指定短期入所生活介護事業 運営規程

第 1 章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人 春光園が運営する指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム春光園（以下、「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 事業所は、短期入所介護サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、保険・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：特別養護老人ホーム 春光園（短期入所生活介護事業所）
- (2) 所在地：大阪府東大阪市横枕8番34号

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員は、6名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(特別養護老人ホーム定員は50名)

第 2 章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。(指定介護老人福祉施設定員50名分を含む)

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) 事務員 | 1名以上（常勤・非常勤） |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（常勤・非常勤） |
| (4) 介護職員 | 20名以上（常勤・非常勤） |
| (5) 看護職員 | 2名以上（常勤・非常勤） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上（常勤・非常勤） |

- (7) 介護支援専門員 1名以上（常勤・非常勤）
- (8) 医師 1名以上（常勤・非常勤）
- (9) 栄養士 1名以上（常勤・非常勤）

2 前項に定めるものの他に必要がある場合は、定員を超え、又はその他の職員を置くことができる。

（職 務）

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
事業所の業務を統括する。施設長に事故があるときは、施設長代理が施設長の職務を代行する。
- (2) 事務員
事業所の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 栄養士
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

（会 議）

第6条 施設の円滑な運営を計るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) 処遇会議
- (3) 給食会議
- (4) 部門会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が定める。

第 3 章 利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの内容及び利用料

（利用料及びその他費用）

第7条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護サービスについて介護保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額（告示上の額）

から当該施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受ける。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - 一 食事の提供に要する費用 1,380 円/日
 - ・朝食 300 円/日 ・ 昼食 500 円/日 ・ おやつ 100 円/日 ・ 夕食 480 円/日
 - 二 滞在に要する費用 従来型個室 1,430 円/日 多床室 840 円/日
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実 費（別途消費税要）
 - 四 指定短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
 - ・趣味クラブ費 実費
 - ・理美容代 実費
 - ・喫茶代 実費
 - ・コピー代 10 円／1 枚
 - 五 事業所は、前号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
 - 六 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第1号又は第2号に掲げる費用の額にもとづいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第2号について、指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第19号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払を受ける。
 - 七 介護保険の給付対象とならないサービスの料金については経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがある。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明する。

第4章 運営に関する事項

（利用開始および終了）

第8条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅における日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は、福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、東大阪市の全域とします。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 10 条 施設の利用にあたって、入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を定める。

- (1) 利用期間中の持ち物等の持ち込みに関しては、その都度、施設に相談を行う。
- (2) 食事
1 日 3 食の食事が不要な場合は、前日までに申し出る。前日までに申し出があった場合には食事の提供に要する費用は徴収しない。
- (3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）
 - ①居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用する。
 - ②故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には入居者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価を支払っていただく場合がある。
 - ③入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができる。
 - ④当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことは禁止する。
- (4) 喫煙は施設内の喫煙スペースをご利用いただく。又飲酒についてはお酒等の購入は自由であるが他の入居者等に迷惑をかけないようにする。なお、医師の指示により健康上好ましくない時は制限することがある。

第 11 条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

（受給資格等の確認）

第 12 条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護サービスの提供に努める。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第 13 条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

（保険給付のための証明書の交付）

第 14 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所生活介護サービスの内容は、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（短期入所生活介護計画の作成）

第 15 条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提

供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 4 事業所は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第 16 条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、指定短期入所生活介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所の従業者はサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所は、サービス提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第 17 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 事業所は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 8 事業所は、全ての利用者を「身体拘束しない介護」の目標としますが、症状・行為等でやむを得ないと判断したときは、家族と相談のうえ身体拘束防止委員会に諮り最善の方法をとり記録する。また家族には適宜、状況を説明・報告する。

(食事の提供)

第 18 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8 時 0 0 分から

(2) 昼食 午後12時00分から

(3) 夕食 午後18時00分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うよう務める。

(相談・援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第20条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。

2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りではない。

3 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者に関する保険者の通知)

第23条 事業所は、利用者が各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第24条 事業所は、利用者に適切な指定短期入所生活介護サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は、当該施設の職員によって指定短期入所生活介護サービスを提供する。但し、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業所は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

(1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施

(2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

(3) 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

①虐待防止に関する責任者を選定している。

虐待防止に関する責任者 特養施設長

②成年後見制度の利用を支援する。

③虐待等に関する苦情解決体制を整備する。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者（利用者）を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の原則禁止）

第 26 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を、定期的の実施する。

第 5 章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第 27 条 事業所は、現に指定短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第 28 条 事業所は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

（3）事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

- 2 当事業所は、入所者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合速やかに市町村及び入所者に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
- 3 当事業所は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録する。
- 4 当事業所は、入所者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第 6 章 非常災害対策

（非常災害対策）

第 29 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画の策定等)

- 第 30 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等） 第 20 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第 7 章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

- 第 31 条 事業所は、利用定員及び居室の定員を越えて運営しない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

- 第 32 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

- 第 33 条 事業所は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第 34 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第 35 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第 36 条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- 2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の

物件の提出若しくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 37 条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を務める。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 38 条 事業所は、指定短期入所生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 39 条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録の保存期間を下記のとおりとする。

短期入所生活介護計画	計画の完了の日から 5 年間
具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から 5 年間
身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
苦情の内容等の記録	
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
市町村への通知に係る記録	通知の日から 5 年間

(法令との関係)

第 40 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年10月14日から施行する。

この規程は、平成17年 5月28日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年12月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 6月 1日から施行する。